



答 申 第 11 号
平成9年6月11日

秋田県知事 寺 田 典 城 様

秋田県公文書公開審査会
会 長 伊 藤 彦 造

秋田県公文書公開条例第11条の規定に基づく諮問について（答申）

平成7年11月22日付け地-1392で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

地方課の「平成5～6年度の会議室使用料に係る支出負担行為伺、支出命令書及び会議開催通知書等」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

（諮問第18号）

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）は、地方課の「平成5～6年度の会議室使用料に関する支出負担行為伺、支出命令書及び会議開催通知書等」（以下「本件公文書」という。）の「所属、職名・氏名」については、「過疎地域活性化セミナー」の「講師謝金について（基礎コース）」に係る講師の「所属、職名・氏名」を除き公開することが妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

1 公文書の公開請求

平成7年9月5日、異議申立人は秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、地方課の平成5～6年度の会場使用料のうち会場費の支出に関する公文書及びそれらに関連する公文書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求の対象公文書（異議申立てに係る公文書に限る。）を本件公文書と特定し、そのうち、「支出負担行為伺及び支出命令書」にあつては、「債権者（被振込人）の住所・名称（氏名）等債権者が特定される部分（食糧費に関する公文書において、非公開の懇談の場所が明らかになる場合に限る。）及び振込先・口座番号」を条例第6条第1項第2号及び第4号の規定により、また「会議開催通知書等」にあつては県職員以外の者の「職名・氏名」を条例第6条第1項第1号により、「会議等の開催場所（食糧費に関する公文書において、非公開の懇談の場所が明らかになる場合に限る。）」を条例第6条第1項第2号及び第4号の規定により非公開とし、その余の部分を公開とする部分公開決定を行い、平成7年9月28日付けで、その旨を異議申立人に通知した。

なお、これらの公文書の一部には、県職員以外の者の「所属」が記録されているものがあり、実施機関はこれを「職名」に含まれるものとして非公開としていたことが認められた。

3 異議申立て

異議申立人は、平成7年11月2日、この処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てをした。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

（別紙1）記載のとおり。

第4 異議申立て後の実施機関による部分公開変更決定

実施機関は、「債権者（被振込人）の住所、名称（氏名）等債権者が特定される部分」及び「会議等の開催場所」については、これらを公開することとし、平成9年5月28日に部分公開変更決定をした。

第5 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

非公開とした部分は、会議や研修会に出席した者の「所属、職名・氏名」であり、これらは明らかに個人に関する情報であって特定の個人が特定され、又は特定され得るものであり、条例第6条第1項第1号に該当するものである。これは、何がプライバシーであるのか、プライバシーに該当するのか否か、又は公務上のものであるかどうかを問う以前の個人に関する情報について定めたものであり、個人に関する情報で個人が識別され得る内容については、すべて非公開とすべきことを定めたものと解すべきである。

さらに、同号ただし書（一）、（二）及び（三）が定められているが、当該公開に係る非公開部分がそのいずれにも該当していないことは明らかである。

第6 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容

本件公文書は、地方課が所掌している事務事業を遂行するに当たり、会議等を行う際の開催通知及び会議室使用料の支出に関して作成された公文書であり、その内容は次のとおりである。

（1）支出負担行為伺

会場使用料の支出の一件ごとに、発議・決議年月日、支出科目、支出額、債権者の住所、名称（氏名）及び支出の理由等が記録されている。支出の理由の中には、会議等の開催月日、会議等の名称、支出額等が記録されている。

（2）支出命令書

債権者ごとに、支出命令年月日、支出科目、支出予定額、実執行額、支出目的、

債権者である被振込人の住所、名称（氏名）、振込先・口座番号及び振込年月日等が記録されており、支出の目的には会議室等の使用月日及び会議室使用料である旨が記録されている。

なお、これには債権者からの請求書が添付され、支出命令書と同一の債権者の住所、名称（氏名）、振込先・口座番号のほか、請求年月日、利用年月日、請求金額、請求の内容等が記録されている。

（3） 会議開催通知書等

地方課が主催した会議等の開催に係る起案文書であり、開催通知の内容として、宛て名、会議等の名称、日時、場所（会場名、住所、電話番号）、日程、議題、連絡先等が記録されている。

2 本審査会は、実施機関が部分公開変更決定により「債権者（被振込人）の住所、名称（氏名）等債権者が特定される部分」及び「会議等の開催場所」を公開することとしたので、以下県職員以外の者の「所属、職名・氏名」について検討する。

3 条例第6条第1項第1号該当性について

本号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。これは、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、いわゆるプライバシーに関する情報は、非公開とすることができるとしたものであるが、プライバシーの概念は、その内容及び範囲が必ずしも明確でなく、主観的な要素が強いことから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、プライバシーに当たるものはもとより、プライバシーであることが不明確なものであっても、非公開とすることができるとしたものである。

一方、本号本文に該当する場合であっても、本号ただし書（二）において、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得したもの」は除かれるとされているが、条例の解釈及び運用基準を記載している「情報公開事務の手引」においては、この項目に該当する情報として次のようなものがあるとしている。

- ① 県が、県民に対し公表することを目的として作成し、又は取得した情報であって、県民も公表することについて了承しているもの
- ② 公表することを前提として、県が本人から提供を受けた情報
- ③ 県が、従来から慣行上公表しており、かつ、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実である情報

本件公文書には、非公開とした部分に個人の「所属、職名・氏名」が記録されているものがあるので、これが本号に該当するか否かを、個別に検討する。

(1) 「秋田県土地評価協議会地区部会及び第4回秋田県土地評価協議会の開催について」

当該公文書において非公開とした部分のうち異議申立てに係る部分は、土地評価協議会委員への会議開催通知及び委員名簿における「所属、職名・氏名」であり、これらの情報のうち「所属」は、間接的に特定の個人が識別され得るとは認め難い。

一方、それらの「職名・氏名」は、個人の識別が可能な情報ではあるが、これらの情報については、照会があればそれに応ずる取扱いとされてきたことが認められる。

そのことと、本県条例がその解釈と運用について県民の公文書の公開を求める権利の尊重を謳っていることをあわせて考慮すれば、当該「職名・氏名」は上記③に準じるものとして、本号ただし書(二)の「公表することを目的として実施機関が作成したもの」に含めて差し支えないものと解する。

以上の理由から当該「所属、職名・氏名」は公開すべきものと判断した。

(2) 「過疎地域活性化検討専門部会の開催について」及び「秋田県過疎地域活性化検討委員会の開催について」

当該公文書において非公開とした部分のうち異議申立てに係る部分は、過疎地域活性化検討専門部会の民間機関メンバー及び過疎地域活性化提言会議委員の「所属、職名・氏名」であり、これらの情報のうち「所属」は、間接的にも特定の個人が識別され得るとは認め難い。

一方、「職名・氏名」は、個人の識別が可能な情報ではあるが、「平成5年度過疎地域活性化検討事業 検討結果報告書」の中に委員名簿として記載され、公表されている。したがって、当該専門部会の民間機関メンバー及び提言会議委員の「職名・氏名」は、「公表することを目的として実施機関が作成しているもの」と解され、本号ただし書(二)に該当する。

また、「宛て先として記載されている職名」もあるが、これは、民間機関メンバーの派遣を所属長に依頼したものであり、さらに同メンバーの所属は上記報告書の中で「職名・氏名」とともに記載され、公表されていることからすれば、所属長の職名も公表されているものと解される。したがって、「宛て先として記載されている職名」も本号ただし書(二)の「公表することを目的として実施機関が作成したもの」に該当する。

以上の理由から当該「所属、職名・氏名」は公開すべきものと判断した。

(3) 「親と子の秋田見聞録に係る最優秀者等の決定と表彰式の実施について」

当該公文書において非公開とした部分のうち異議申立てに係る部分は、最優秀者等の「氏名、学校名、学年、体験先市町村名、保護者氏名」であり、これらの情報のうち「学校名、学年、体験先市町村名」は、間接的にも特定の個人が識別

され得るとは認め難い。

一方、最優秀者等の「氏名、保護者氏名」は個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、本号本文に該当するものである。

しかし、親と子の秋田見聞録は、その成果が「親と子の秋田見聞録」として公表されており、その中には「応募した生徒名、保護者氏名」が記載されている。したがって、最優秀者等の「氏名、保護者氏名」は、本号ただし書（二）の「公表することを目的として実施機関が作成したもの」に該当する。

以上の理由から当該「氏名、学校名、学年、体験先市町村名、保護者氏名」は公開すべきものと判断した。

(4) 「過疎地域活性化セミナー応用コースの開催について」及び「過疎地域活性化セミナー基礎コースの開催について」

当該公文書において非公開とした部分のうち異議申立てに係る部分は、講師及び参加者の「所属、職名・氏名」であり、これらの情報のうち「所属」は、間接的にも特定の個人が識別され得るとは認め難い。

一方、「職名・氏名」は、個人の識別が可能な情報ではあるが、「過疎地域活性化セミナー 活性化戦略報告書」の目次及び受講生名簿に記載され、公表されている。したがって、講師及び参加者の「職名・氏名」は、「公表することを目的として実施機関が作成しているもの」と解され、本号ただし書（二）に該当する。

また、「宛て先として記載されている職名」もあるが、講師派遣を所属長に依頼したものであり、さらに同講師の所属は上記報告書の中で「職名・氏名」とともに記載され、公表されていることからすれば、所属長の職名も公表されているものと解される。したがって、「宛て先として記載されている職名」も本号ただし書（二）の「公表することを目的として実施機関が作成したもの」に該当する。

以上の理由から当該「所属、職名・氏名」は公開すべきものと判断した。

ただし、実施機関は、「講師謝金について（基礎コース）」の文書において、講師の所属、職名・氏名を非公開とし、謝金の額を公開しているが、本号ただし書（二）に該当するものとして、講師の「所属、職名・氏名」を公開することになれば、特定の講師が受け取った謝金の額が判明し、個人の収入に関する情報が明らかになるので、当該文書に限っては、講師の「所属、職名・氏名」を非公開とせざるを得ないものと判断した。

第6 審査の処理経過

（別紙2）記載のとおり。

(別紙1)

異議申立ての趣旨及び理由

1 本件異議申立ての趣旨は、本件公文書について平成7年9月28日付けで地方課が行った部分公開決定において非公開とした部分のうち、「債権者の住所、名称等債権者が特定される部分」及び県職員以外の者の「所属、職名・氏名」及び「開催場所」について、公開することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立て書で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

(1) 非公開の理由は、「開催場所（食糧費に関する公文書において、非公開の懇談の場所が明らかに場合に限る。）」等とされているように、食糧費に関する請求業者や接待の相手方が間接的に判明することをおそれと思われるが、食糧費問題で県庁の重大な疑惑が表面化する以前は、同様の請求に対し、今回の請求で非公開とされた部分は公開してきた。しかるに、今回にわかに非公開とするのは、どんなことをととしても食糧費疑惑の解明を妨害しようとするものであり、全く正当な理由がない。

(2) しかも、地方課の説明及び現実の公開では会議の開催場所等が過去に懇談会を行った場所であるなしに限らず、今後懇談会が行われる可能性のある場所（説明によれば、会食等の設備がある会場）を非公開としたものである。これは、県民が県の行う通常の会議の場所や相手方さえ知ることができないようにするものであり、県政を密室の中に置こうとするものである。

(3) 条例は、公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「公正な行政運営の確保と県民参加による県政の一層の推進を図り、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的とする。」（1条）と規定するように、行政当局にとって知られたくない情報を含めて県民に透明にし、そのことを通して県政の民主的発展を期したものである。しかるに、県当局は情報公開の活用によって食糧費の実態が県民に明らかにされた教訓をこういう形で学び、条例の基本精神をであるガラス張り県政とは正反対の方向に向かおうとしている。

以上

(別紙2)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成7年11月22日	・ 諮問
平成7年12月18日	・ 実施機関（地方課）から非公開理由説明書（諮問第18号）の受理
平成8年11月 6日 （第32回審査会）	・ 実施機関から非公開理由の聴取
平成9年 2月25日 （第31回審査会）	・ 審議
平成9年 4月11日 （第39回審査会）	・ 審議
平成9年 4月22日 （第40回審査会）	・ 審議
平成9年 5月14日 （第41回審査会）	・ 審議
平成9年 5月28日 （第42回審査会）	・ 審議

秋田県公文書公開審査会委員名簿（五十音順）

区 分	氏 名	職 名
会 長	伊 藤 彦 造	弁 護 士
	西 台 満	秋田大学教育学部助教授
	平 川 信 夫	弁 護 士
会長代理	藤 川 浄 之	秋田魁新報社専務取締役
	古 田 重 明	秋田経済法科大学法学部教授

（平成9年6月11日現在）